

徳島県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年三月十四日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県条例第六号

徳島県税条例の一部を改正する条例

徳島県税条例（昭和二十五年徳島県条例第三十一号）の一部を次のように改正する。

第二十条の第三十八項を削り、同条第九項中「附則第十一条の四第五項」を「附則第十一条の四第三項」に、「附則第十一条の四第四項」を「附則第十一条の四第二項」に、「同項」を「同条第二項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第十項中「附則第十一条の四第七項」を「附則第十一条の四第五項」に、「附則第十一条の四第六項」を「附則第十一条の四第四項」に、「同項」を「同条第四項」に改め、同項を同条第九項とし、同条中第十一項を第十項とする。

附則第二十項第一号中「平成二十二年三月三十一日」を「平成二十五年三月三十一日」に改め、同項第二号中「附則第十二条の二の十第三項」を「附則第十二条の二の十第二項」に、「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改める。

附則中第二十一項から第二十三項までを削る。

附則第二十四項中「（家用の乗用車及び家用のキャンピング車を除く。）」及び「、当該自動車が令和三年四月一日から令和四年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和四年度分の自動車税の種別割に限り」を削り、「令和五年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に、「令和五年度分」を「、当該初回新規登録を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「附則第二十一項」を「次」に改め、同項第二号中「平成三十年天然ガス車基準」を「法附則第十二条の三第二項第二号に規定する排出ガス保安基準で総務省令で定めるもの」に、「又は」を「又は同号に規定する」に、「に適合し」を「（以下「平成二十一年天然ガス車基準」という。）に適合し」に、「法附則第十二条の三第五項第二号」を「同号」に改め、同項第四号中「平成三十年ガソリン軽中量車基準」を「法附則第十二条の三第二項第四号に規定する平成三十年ガソリン軽中量車基準（以下「平成三十年ガソリン軽中量車基準」という。）」に、「平成十七年ガソリン軽中量車基準」を「同号に規定する平成十七年ガソリン軽中量車基準（以下「平成十七年ガソリン軽中量車基準」という。）」に、「法附則第十二条の三第五項第四号」を「同号」に、「かつ」を「かつ同号に規定する」に、「以上の」を「（以下「令和二年度基準エネルギー消費効率」という。）以上の」に改め、

同項第五号中「平成三十年石油ガス軽中量車基準」を「法附則第十二条の三第二項第五号に規定する平成三十年石油ガス軽中量車基準（以下「平成三十年石油ガス軽中量車基準」という。）」に、「平成十七年石油ガス軽中量車基準」を「同号に規定する平成十七年石油ガス軽中量車基準（以下「平成十七年石油ガス軽中量車基準」という。）」に、「法附則第十二条の三第五項第五号」を「同号」に改め、同項第六号中「うち、」を「うち、法附則第十二条の三第二項第六号に規定する」に、「又は」を「（以下「平成三十年軽油軽中量車基準」という。）又は同号に規定する」に、「に適合する」を「（以下「平成二十一年軽油軽中量車基準」という。）に適合する」に、「法附則第十二条の三第五項第六号」を「同号」に改め、同項に次の表を加える。

第一項第一号イ	
七千五百円	二千元
八千五百円	二千五百円
九千五百円	二千五百円
一万三千八百円	三千五百円
一万五千七百元	四千元
一万七千九百元	四千五百円
二万五百円	五千五百円
二万三千六百元	六千元
二万七千二百円	七千元
四万七百元	一万五百円
二万五千元	六千五百円
三万五百円	八千元
三万六千元	九千元
四万三千五百円	一万千円
五万円	一万二千五百円
五万七千円	一万四千五百円
六万五千五百円	一万六千五百円
七万五千五百円	一万九千円
八万七千円	二万二千円

第一項第一号ロ

第一項第二号イ	十一万円	二万七千五百円
六千五百円	六千五百円	二千元
九千円	九千円	二千五百円
一万二千元	一万二千元	三千元
一万五千元	一万五千元	四千元
一万八千五百円	一万八千五百円	五千元
二万二千元	二万二千元	五千五百円
二万五千五百円	二万五千五百円	六千五百円
二万九千五百円	二万九千五百円	七千五百円
四千七百円	四千七百円	千二百円
八千円	八千円	二千元
一万千五百円	一万千五百円	三千元
一万六千元	一万六千元	四千元
二万五百円	二万五百円	五千五百円
二万五千五百円	二万五千五百円	六千五百円
三万円	三万円	七千五百円
三万五千元	三万五千元	九千元
四万五百円	四万五百円	一万五百円
六千三百円	六千三百円	千六百元
七千五百円	七千五百円	二千元
一万五千五百円	一万五千五百円	四千元
一万二千元	一万二千元	三千元
二万六百元	二万六百元	五千五百円
一万二千元	一万二千元	三千元

第一項第三号イ(2)	一万四千五百円	四千元
	一万七千五百円	四千五百円
	二万円	五千元
	二万二千五百円	六千元
	二万五千五百円	六千五百円
	二万九千円	七千五百円
	二万六千五百円	七千元
	三万二千元	八千元
	三万八千円	九千五百円
	四万四千元	一万千円
第一項第三号ロ	五万五百円	一万三千円
	五万七千円	一万四千五百円
	六万四千元	一万六千円
	三万三千円	八千五百円
	四万千円	一万五百円
	四万九千円	一万二千五百円
	五万七千円	一万四千五百円
	六万五千五百円	一万六千五百円
	七万四千円	一万八千五百円
	八万三千円	二万千円
第一項第四号	四千五百円	千五百円
	六千円	千五百円
	六千五百円	二千円
	九千円	二千五百円
第一項第五号イ(1)	九千円	二千五百円

	<p>第一項第五号イ(3)</p> <p>一万二千円</p> <p>一万五千円</p> <p>一万八千五百円</p> <p>二万二千元</p> <p>二万五千五百円</p> <p>二万九千五百円</p> <p>四千七百元</p> <p>一万三千九百元</p> <p>二万円</p> <p>二万四千四百円</p> <p>二万八千八百円</p> <p>三万四千八百円</p> <p>四万円</p> <p>四万五千六百円</p> <p>五万二千四百円</p> <p>六万四百円</p> <p>六万九千六百円</p> <p>八万八千元</p> <p>八千元</p> <p>一万千五百円</p> <p>一万六千元</p> <p>二万五百円</p> <p>二万五千五百円</p> <p>三万円</p>	<p>三千円</p> <p>四千円</p> <p>五千円</p> <p>五千五百円</p> <p>六千五百円</p> <p>七千五百円</p> <p>千二百円</p> <p>三千五百円</p> <p>五千円</p> <p>六千五百円</p> <p>七千五百円</p> <p>九千元</p> <p>一万円</p> <p>一万千五百円</p> <p>一万三千五百円</p> <p>一万五千五百円</p> <p>一万七千五百円</p> <p>二万二千円</p> <p>二千元</p> <p>三千円</p> <p>四千元</p> <p>五千五百円</p> <p>六千五百円</p> <p>七千五百円</p>
	<p>第一項第五号ロ(1)</p>	
<p>第一項第五号ロ(2)</p>		

第一項第五号ハ	三万五千元	九千元
	四万五百円	一万五百円
	六千三百円	千六百元
	二万八千三百円	七千五百円
	四千五百円	千五百円
第二項第一号	六千元	千五百円
	三千七百円	千円
	四千七百円	千二百円
	六千三百円	千六百元
	五千二百円	千三百円
第二項第二号	八千円	二千円
	六千三百円	千六百元
	五千二百円	千三百円
	七千五百円	二千円
	二万五千元	六千五百円
第四項第一号	八千円	二千円
	六千五百円	二千円
	二万五千元	六千五百円
第四項第二号	八千円	二千円
	六千五百円	二千円
	二万五千元	六千五百円
第四項第三号	八千円	二千円
	六千五百円	二千円
	二万五千元	六千五百円
第四項第四号	二万円	五千円
	一万三千二百円	三千三百円

附則中第二十四項を第二十一項とする。

附則第二十五項中「第五十三条の四第一項」を「第五十三条の四第一項第一号イ及び第四号イ」に改め、「、当該営業用の乗用車が令和三年四月一日から令和四年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和四年度分の自動車税の種別割に限り」を削り、「令和五年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に、「令和五年度分」を「、当該初回新規登録を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「附則第二十二項」を「次」に、「同条」を「同項」に改め、同項第一号中「附則第十二条の三第六項第一号」を「附則第十二条の三第三項第一号」に改め、同項第二号中「附則第十二条の三第六項第二号」を「附則第十

二条の三第三項第二号」に改め、同項第三号中「附則第十二条の三第六項第三号」を「附則第十二条の三第三項第三号」に改め、同項に次の表を加える。

第一号イ	七千五百円	四千円
	八千五百円	四千五百円
	九千五百円	五千円
	一万三千八百円	七千円
	一万五千七百元	八千円
	一万七千九百元	九千円
	二万五百円	一万五百円
	二万三千六百元	一万二千元
	二万七千二百円	一万四千元
	四万七百元	二万五百円
第四号イ	四千五百円	二千五百円

附則中第二十五項を第二十二項とする。

附則第二十六項中「地方税法（）」を「法（）」に、「平成二十八年改正前の地方税法」を「平成二十八年改正前の法」に改め、同項を附則第二十三項とする。

附則中第二十七項を第二十四項とし、第二十八項から第三十二項までを三項ずつ繰り上げ、第三十三項の前の見出しを削り、同項を第三十項とし、同項の前の見出しとして「(個人の均等割の税率の特例)」を付し、第三十四項を第三十一項とし、第三十五項から第三十七項までを三項ずつ繰り上げ、第三十八項の前の見出しを削り、同項を第三十五項とし、同項の前の見出しとして「(旧民法第三十四条の法人から移行した法人等に係る法人の県民税の特例)」を付し、第三十九項を第三十六項とし、第四十項から第四十二項までを三項ずつ繰り上げる。

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和五年四月一日から施行する。
(不動産取得税に関する経過措置)

- 2 改正後の第二十条の三十の規定は、この条例の施行の日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の不動産の取得に対し

て課する不動産取得税については、なお従前の例による。

(自動車税の種別割に関する経過措置)

3 改正後の徳島県税条例の規定中自動車税の種別割に関する部分は、令和五年度以後の年度分の自動車税の種別割について適用し、令和四年度分までの自動車税の種別割については、なお従前の例による。